

平成 26 年度 第 2 回帯広市緑化審議会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 27 日（木）13：30～15：00
- 2 場 所 帯広市役所 10 階 第 5A 会議室
- 3 出席委員 辻委員長、大矢委員、瘧師委員、桑波田委員、酒井委員、関口委員、高橋委員、常本委員、長谷委員、久永委員、三日市委員 11 名
（欠席：伊賀委員、飛岡委員、鳥本委員、松田委員 4 名）
- 4 事務局 安達部長、福島調整監、鈴木課長、石塚公園管理担当課長、金山公園管理担当課長補佐、鈴木係長、大林係長、吉村主任、小丹枝主任補、田中係員、中川係員、関根係員、スポーツ振興室 西尾主幹

5 議事概要

（1）報告事項

- ・新総合体育館建設について

（事務局より内容説明）

委 員 近隣公園と街区公園の違いは何か。

事務局 どちらも住んでいる方の住区内に配置する公園である。違いは、街区公園は歩いて 250m 以内、面積が 0.25ha。近隣公園は歩いて 500m 以内、面積が 2ha である。

委 員 今の啓北公園は近隣公園だが、街区公園に規模縮小することが決定したのか。規模縮小するには、都市計画決定の変更手続きは必要なく、帯広市でできるのか。

事務局 啓北公園は都市計画決定をされている公園のため、縮小等の変更を行う場合は都市計画決定の変更を伴う。変更の作業は、建設時期と合わせた中で今後進めていく。

委 員 啓北公園を街区公園に変更できないとなると、この建物を建てられないと思う。手続きとしてこの計画自体を作る前に、公園をどうあるべきか考え、街区公園とオーソライズされてから計画を作るべきではないか。今の想定スケジュールでは来年から実施設計となっているが、その間に街区公園に落とせず、近隣公園でなければだめだとなった場合、建物を建てられないし、整備の内容としても相当変わってくるのではないか。

事務局 啓北公園は今の体育館を供用しながら新たに建てるということで、建設位置が概ね見通しされているが、啓北公園に鉄を入れるまでには、都市計画決定の変更手続きを終えておく必要がある。

委 員 今の考えで行けば、現体育館は稼働させながら啓北公園を建てるという話であり、カーボン削減を計画しているが、啓北公園には相当大きい木が立っており、大きい木を切ったら、脱法するような解釈もとれる。たぶん体育館の建設は 2、3 年なので、現体育館を壊してから建て替えることも考えられると思う。一般の人か

ら見ると、近隣公園と街区公園の違いがわからず、街区公園以上となれば、今の公園より規模も大きくなるし良くなるのかなという解釈がとれるような気がする。やはり手続きとしては、まず公園をどうあるべきか考えて計画すべき。それは近隣公園にそのまま残せという意味ではなくて、用途地域の建築制限が60%であるのに対して、都市公園のまま建築すると公園面積の2%以内の制限をオーバーすることから、都市計画決定から外し普通財産にして、体育館敷地として一体設計させたほうがいいのか。この計画自体、そういうのを煮つめてから計画すべきではないか。

事務局 現総合体育館は、大会が年間160日以上利用されており、競技団体からは利用しながら建て替える計画を立ててもらいたいとお願いされている。今の啓北公園は、国有地が3分の2ということもあり、その部分の土地の動かし方なども含めて検討中である。

事務局 もともと今の啓北公園の場所に近隣公園を計画したのは、公園のないスポットを埋めようという意味合いで計画決定した前提がある。市としては、ここにそういった公園のないスポット地域を作らない形で、公園を規模縮小した中でも存続していきたい。

委員 近隣公園に指定した時と、今の時点でどう変わってくるのか。街区公園に規模縮小するとなると、説得力のある説明ができるのか。

事務局 都市公園法で、都市公園はみだりに廃止、縮小してはいけないとある。変更にあたっての但し書きの3つのうちの1つに、失われる公園機能を何らかの形でバックアップするとある。消失した公園機能をどう継続していくか、そういったトータル的な中で進めていく。

委員 今の帯広市の考えだと、新総合体育館を建てている3年間、公園機能としては存在しないわけだが、その間の代替機能はどうするのか。

事務局 今の啓北公園は、主にパークゴルフ場という意味合いが強く整備されている、特徴のある公園であるが、関係者からあまり利用の頻度が低いと聞いている。多少距離は離れるが、帯広神社の北側に十勝川パークゴルフ場があり、パークゴルフ場の規模、競技人口の関係から言うと、啓北公園でプレイしていた人を受け入れるだけの容量はあるため、そういった形で機能を引き継ぐ。樹木の関係は、1,000㎡以上の敷地に建物を建てる場合に該当する緑化協議制度で、できるだけ量を確保する。また、公園のプランはできていないが、樹木をいかに植えていくかというようなことも、これから出てくると思う。また、具体的に啓北公園にどういった建物が建つかまだ明確になっていないが、現地の調査等を行ったうえで、存続できる可能性があるのかどうか、3年間というブランクはあるが、リスクをできるだけ少なくするというような考え方で進めたい。

- 委員 今オリンピックがあるということで、国立競技場を壊している。解体した後に建てるとうると、たぶん4、5年かかる。団体から要望が多いとあったが、国でもそういう考えを持っている。帯広市も帯広圏ということで、音更、幕別、芽室、帯広の1市3町で、使い方等いろいろな形で都市計画決定されていると思う。であれば、1市3町の中で、体育館の使い方を分担しながら、啓北公園に建てるという前提ではなく、既存の木は残していこう、壊しても2年なり3年なり補完しようとか、そのような考えの基にやっていただきたい。また、啓北公園を作るということは、ランドマークという話をしていたが、南側に帯広警察署、北側に道路の勾配、西側に建物があるため、ランドマークになりえないと思う。再度、基本計画原案を練り直しながら基本設計、実施設計に移してもらいたい。
- 委員長 啓北公園の3分の2を買い取るということで、資料1の写真の赤い線で囲っているが、残りの3分の1というのは、北側の河川管理用道路までの間の、木が生えているところが啓北公園ということか。
- 事務局 写真の赤い囲みが啓北公園のエリアであり、この中には分割線は入っていないが、この啓北公園のうち南側約3分の1が帯広市有地で、残り北側3分の2が国有地である。この国有地については、無償貸借契約で、公園としての用途指定で借りている。
- 委員長 その国の面積は何㎡あるのか。
- 事務局 国有地が2筆あり、合わせて7,200㎡。残りの2,700㎡が市有地である。
- 委員長 まだ基本設計ができていないので、面積が出てこないと思うが、近隣公園を廃止して街区公園にするのは、平成27～28年度の実施設計の絵を描いた時点で行うのか、同時にやっていくのか。緑化審議会は、どの時点で関わっていかなければいけないのか。
- 事務局 新総合体育館は公共事業方式で進めていくのか、PFI方式で進めていくのか、今調整中であるが、いずれの方式になっても、都市計画変更の手続きに入る前に、並行して緑化審議会でも協議していきたい。
- 委員長 それは実施設計書ができる前の話か。公園の絵もできてないのに、審議しろということか。
- 事務局 平成27年に基本設計、平成28年に実施設計を想定しているが、仮にこのスケジュールで進んだ場合は、新体育館を啓北公園に建設する前には、都市計画変更の手続きを終えていなければいけない。
- 委員長 何年にどうやるか年度で答えていただきたい。
- 事務局 例えば公共事業方式となった場合は、平成27年度に基本設計が行われ、平成27年度末くらいに仕上がり、具体的な敷地と体育館、駐車場、公園の配置計画が出てくる予定である。この段階で緑化審議会の皆さまに案を提示し、意見をいただく形になると思う。PFI方式となった場合は、平成27年度

にはPFIに関わる仕様書、募集要領の作成に約1年を費やす予定であり、平成27年度に事業提案の募集をし、平成28年度の中くらいに事業者の決定をみて、敷地、配置等の計画が明確になるので、平成28年度の間過ぎくらいに緑化審議会に諮るといようなスケジュールを想定している。

委員長 情報開示で市民に開示するとき、そういう風に言ってもらわないとわからない。2本立てで計画するのであれば、公共事業方式であればこういうスケジュール、PFI方式であればこういうスケジュールとだけ言っただけだとわかりやすい。緑化審議会が関与してくるのは、平成27年度末もしくは28年度なので、よろしくをお願いします。

(2) 協議事項

・帯広の森づくりガイドラインについて

(事務局より内容説明)

委員長 ガイドラインの28ページにある4つの森のステージで、Ⅲの森林形成期がS50となっているのは、昭和50年に植えたものが森林形成期ということか。

事務局 28ページの4つの森のステージの見方は、資料2-1の右上が森の4つのステージの区分けで、植樹期が20年まで、育林期が40年まで、森林形成期60年まで、成熟期がそれ以降という4つのステージに分けている。ガイドラインの28ページの一番右下の方に、S50と書いてある区域が、昭和50年の植樹区であるが、その部分が平成27年時点でいくと、森林形成期に入っていくというような見方になる。平成27年時点でのそれぞれの植樹区のステージというものが、ガイドラインの28ページに記載してある。

委員長 関わっている方は、S50で植林した年だとわかると思うが、最初に読んだ人は何のことかわからない。資料2-1のガイドラインの構成のところの、植樹期、育林期というのは、帯広の森だけに適用する年代であり、見ていて違和感があるため、表現の仕方を検討していただきたい。また、使っている年次が昭和と平成の2つ出ているが、こういうガイドラインだと、西暦で統一した方がわかりやすいのでは。併記する等の工夫をしていただきたい。

委員 30ページ以降に、3つの森林タイプごとに目指す森の姿、管理方針、現状把握のためのチェックリスト、作業内容が示されているが、これを使う市民や行政の方たちは、この目指す森の姿や管理方針に基づいて、どういった管理方法にするのかということになることになると思うが、これを見ていると、タイプに関わらずチェックリストと作業内容がほぼ同じ内容になっている。作業内容というのは、どこのタイプであっても同じでいいと思うが、どういった作業をするのか、必要性を判断するチェックリストが同じであったら、どのタイプの森林もみんな同じ

山になってしまうのでは。特に原生的自然の森では、更新の中では必要最小限の維持管理で、自然に更新させるとあるが、これに導くためにこのチェックリストをどう使うのかイメージができない。

事務局 3つの森林タイプで共通する森の手入れもあるし、それぞれ特色に応じた管理というものが載っている。場所によっては3つの森林タイプで、管理や作業内容の区分けをしているというような記述をしている。一例を挙げると、33ページの原生的自然の森の②草刈の部分で「3. 安全・快適な利用のための草刈」という項目があり、森林タイプの森であれば39ページ、散開林であれば46ページに記載がある。これを見比べると、チェックリストで必要な作業の有無については3つのタイプにそれほど違いはないが、作業内容の留意事項等で3つの森林タイプに違いを作っている。今回のガイドラインの中で特徴的なところとしては、草刈、危険木、風倒木、枯損木の扱い等に3つの森林タイプに作業内容の違いを入れている。

委員 この森づくりガイドラインは誰のためのものか。一般市民のためであれば、もう少し言葉をわかりやすくしていただきたい。

事務局 ガイドラインは育成管理というような、利活用しながら管理をしていく、人が入るところと入らないところの区分けをして管理するというのが大枠である。ガイドラインの対象者ということで、前半は森づくりの作業に関わる方、後半は一般に利用する市民の方々も、このガイドラインを参考にして使用するということが記載してある。しかし、一般の方が森を利用する際に、各場所でどういう注意が必要なのかという部分については、やや不足しているという感じはしている。言葉については、あまり砕いてしまうと核心をつけない場合もあるが、説明を付け加える等、できるだけわかりやすいように努力していきたい。

委員長 21ページのガイドラインの対象には、すべての人が守るべき指針と記載してある。それであれば、このガイドラインからうまくかいつまんで、もう少し簡単な森の使用法みたいなものを作っていただければ、より一層市民に帯広の森が近づくと思う。

委員 先ほど話があった、チェックリストが全部同じではないかということだが、考え方としては樹木の成長というのはどこでも同じであるため、チェックリストは同じ項目である程度やっているが、管理の作業はそれぞれのステージによって違ってくるといって考えている。誰のためのものかというのは、帯広の森というのは、多少専門性が必要だと思っている。そのため、ガイドラインの最後のほうに記載してある、帯広の森ファンクラブに登録し、その方たちと一緒に森に入って、いろんな作業を見ていただき、ある程知識のある方がこれを読みながら森で活動していただきたい。また、1人ではなく団体を作り、できれば年代の区域の中で、

どこかを定期的に毎年同じ場所で同じ管理して作り上げていき、帯広の森のいろいろなところに100団体入ったけど、100年目は一つの帯広の森という構想の森ができていく形を作りたい。そのため、多少専門的なことが入っているという意味合いがある。できれば一度、ファンクラブに登録しなくても、一緒に作業を見たりしていただきたい。

委員 将来的に、一般市民に広い森をどのように使ってもらおうと考えているのか。

事務局 市民植樹祭や育樹祭なども少なくなり、市民の皆さんに帯広の森に向いていただく機会が少なくなってきた。今年で帯広の森が40年ということで、記念事業を行うが、そもそも森ってどういうふうな、どんな市民の気持ちで作ってきたのか、そういったことを立ち返ることが必要。これからどう育てていくかというの、皆さんで情報を共有しなければならない。具体的に森に足を運んでいただくために、キャラバンで市民ホールや図書館でパネルを展示するほか、森や花に関するリーフレットを作成して配布したり、秋と春に市民にバスツアーを開催し、帯広の森が目指す姿とも言われている農業高校から森の中を散策し、森で実際に活動している方に説明をお願いしたり、広報おびひろで特集記事を掲載する等、少しずつ地道ではあるが、帯広の森に目を向けていただく取り組みを行っている。

委員 「市民の皆さんは春になったら山菜を採って、秋になったらキノコを探しに、皆が来れる森づくり」という謳い文句が古くにあったと思う。はぐく一むで決まった行事、決められた道を歩くだけでなく、自由に入り山菜などを採ってはいけないのか。

事務局 公園の中のものは、条例で持ち帰ってはいけないことになっている。

委員長 事務局もそう言われると採ってはいけないとしか言いようがない。例えば事故が起こったときに、採っていいと言うと全部市の責任になるので、基本的には条例で禁止している。はぐく一むで企画したキノコ採りとかであれば大丈夫である。

委員 市民としては、自由に入り山菜などを採ることができるような森へ行きたいという思いは、たくさんあると思う。

委員長 共有林で自分の責任で採るぶんには良いが、公園になってくると市の責任というのがついて回るため、市としてもやりたいけどできないというところがあると思うが、今後の活用のところで検討していただきたい。

委員 今帯広の森の中に、間伐しなければいけない区域がすごくある。もし自分で管理して継続してやってみたいという方がいれば、みどりの課の方にお話いただければ、場所ごとの管理方法をお話させていただき、あとは自分たちが計画書を作って、間伐したりできる。例えばキノコを増やす活動で、帯広の森の中で樹木が込み合っているの、それらを解消することによってキノコが増えたので少し食べてみようとか、そういう気持ちになりながら、ぜひ帯広の森の中に間伐という

ことで、無理のない程度に皆さんに入っていただきたい。

委員長 ガイドラインの中に団体の申し込みはあるが、困ったときに誰に聞けばいいのかという連絡網は無いのか。一般市民も見るのであれば、活動申込みやイベントの参加希望等の連絡先をガイドラインの最初の方に差し込んだら、より利用が高まるのでは。まだいろいろ工夫できると思うので、検討していただきたい。

(3) その他

・緑の基本計画について

(事務局より内容説明)

委員 資料3「⑥花中心の緑づくり」が全く動いていない。「①市民中心の緑づくり」のイベント開催の方では「まちを花で彩るフラワーフェスティバル」と記載があり、何かやろうとしているのはわかるが、立ち遅れているという印象。今の所、商店街や町内会等の団体に協力してもらっているところもあり、そんなに花がないという思いはないが、フラワーフェスティバルというのは興味があるのでやっていただきたい。

事務局 花による交流事業については、資料3の「4.6. 花コミュニケーションとかち」という、市民の皆さんにプランターを出品いただいて、とかちプラザの南公園で毎年6月に開催しているイベントや、「4.2. 花壇コンクール」等がそういった役割を現在果たしている。

委員長 他のところ参照等、うまく記載していただければ。

事務局 表記の方法は、参考にさせていただく。

以上